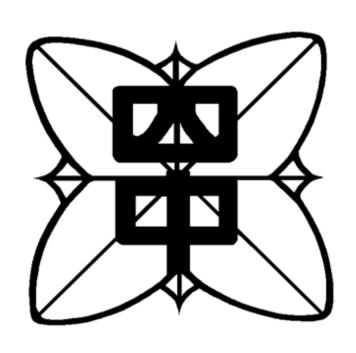
# 令和6年度





練馬区立開進第四中学校

生 活 指 導 部

#### 令和6年度

## 生活のきまりについて

#### 【生徒の心得】

開進四中の生徒として誇りと自信をもち、集団生活のマナーを守って生活する。

#### 【学校のきまりやマナー】

- I. 登 校 · 8:00~8:20 を目安に登校し、8:25 までに席について担任を待つ。
  - ・先生方に会った場合は、大きな声できちんと挨拶をすること。
  - ・欠席,遅刻の場合は、8:15までに保護者からの sigfy による連絡を原則とする。
  - ・早退の場合は、生徒手帳を利用して担任の先生に朝の内に届ける。
- 2. 下 校 ・下校時刻は、15:55(土曜日を除く。水曜日は 14:50 のことも有り)
  - ・部活動の最終下校時刻は、18:30 とする。(大会前は会場準備等で延長する場合有り)
  - ・先生の指示なしに、無断で学校内に残っていることがないようにする。
- 3. 授業・始業のチャイムに間に合うように教室に入って、学習の体勢をとる。
  - ・特別教室等への移動は、休み時間中に済ませ、遅れないようにする。
  - ・授業の始まりと終わりの挨拶はきちんと行う。
  - ・授業開始から5分経っても先生がみえない時には、学級委員が職員室に連絡に来る。
  - ・授業の服装は標準服を基本とする。
  - ・体育等の見学は、生徒手帳による保護者の連絡で許可することを原則とする。
  - ・次時の授業の予定や準備等は、各教科係が授業終了後及び前日の昼休みまでに先生から指示を聞いておく。
- 4. 職員室・用事がある生徒のみ入室する。
  - ・入室する際は、コート等を脱ぎ、荷物は廊下に置いた上で、『失礼します。〇年〇組の(名前)です。』と挨拶をし、退室する際は、『失礼しました』の挨拶をしっかりと行う。
  - ・定期考査 | 週間前や職員会議中、朝の打ち合わせ時(8:15~8:25頃)は入室禁止。
- 保健室 ・原則として、休み時間に利用する。その際は、クラスの保健委員に連絡しておく。
  - ・授業中または授業にかかりそうな場合は、学級担任または教科担任の許可をもらって利用 する。
  - ・保健室から渡された「保健室連絡カード」は教科担任に渡す。
  - ・その他、こころやからだについて知りたいとき、相談事などがあるとき等に利用する。

- 6. 服装等・生徒手帳の 18、19 ページを参照。
  - ・男女共に標準服を着用する。

男子は、濃紺色のブレザーにグレーのスラックス

女子は、濃紺色のブレザーにグレーのスカートもしくはスラックス

|  |  | 男   | 子          | 女                       | 子                            |       |  |
|--|--|---|------------|-------------------------|------------------------------|-------|--|
|  | ・左胸に   | 校章エンブレム   | をつける。      | ・左胸に校章エンブレ              | ムをつける。                       |       |  |
|  | ・ベルト   | 、は黒の単色とし  | 、派手な飾り等のない | ・スカート丈は、膝が              | 隠れる程度とし、                     | 短くする  |  |
|  | ものとす   | <b>する。</b>  |            | ことがないように。               |                              |       |  |
|  | ・ワイシ   | /ャツは、白色と  | する。ネクタイは、紺 | ・ブラウスは、白色と <sup>・</sup> | する。リボンは、                     | 紺色又は  |  |
|  | 色又は赤   | 6色のストライプ  | ゚とする。      | 赤色のストライプとす              | る。                           |       |  |
|  | ・スラックスの場合、ワイシャツやブラウスを外にだしたり、すそを引きずらせたり、だらしのない              |   |            |                         |                              |       |  |
|  | 着こなしをしない。  |   |            |                         |                              |       |  |
| 服 ・ワイシャツやブラウス、ポロシャツの下に着るシャツは、外から色や柄、 に |  |   |            |                         | 柄、口ゴ等が目:                     | 立たないも |  |
|  | のを着用する。<br>・ベストは、グレーのベスト、もしくはニット生地の紺色(無地)とし、着用は任意とする       |   |            |                         |                              |       |  |
|  |  |   |            |                         |                              | する。   |  |
|  | ・靴下は白、黒、紺とする。ワンポイント可。くるぶしソックスは禁止。女子は冬期の黒タイ                 |   |            |                         |                              |       |  |
|  | 認める。   |   |            |                         |                              |       |  |
|  | ・ワイシャツやブラウスの袖ボタンはきちんと留める。                                  |   |            |                         |                              |       |  |
|  | ・夏期はブレザーを脱ぎ、男子はワイシャツ、もしくはポロシャツを着用する。女子はブー                  |   |            |                         |                              |       |  |
| もしくはポロシャツを着用する。夏期のポロシャツは、無地の紺色とし、胸ポケッ  |  |   |            |                         | 、胸ポケットのフ                     | ないものと |  |
| 装                                      |  |   |            |                         |                              |       |  |
|  | ・防寒着としてのセーターは、Vネックの物とし、黒,紺,グレーの単色の物とする。カーディガン              |   |            |                         |                              |       |  |
|  | は不可。   | - 43133713  | 1. 1. 6    |                         |                              |       |  |
|  |  | 7ーを袖や裾から  |            |                         |                              |       |  |
|  |  | トは華美でないものとする。色は黒、紺、グレーの単色とする。                                       |            |                         |                              |       |  |
|  |  | プフラー、手袋、ネックウォーマーは着用可(特に規定は無いが、教室内で着用しない)                            |            |                         |                              |       |  |
|  |  | ・式典等は規定の標準服のみとし、セーターは着用不可。その際、靴下は黒,紺,白とする。                          |            |                         |                              |       |  |
|  |  | : 男女とも夏期の間は、ネクタイ、リボンの着用はしない。寒ければブレザーの着用を認める。<br> <br> 行期間は年度ごとに定める) |            |                         |                              |       |  |
|  | (移打典   | 明间は平度ことに  | (足似)る)     |                         |                              |       |  |
|  | ・横の髪   | 髪が耳にかかった  | り、後ろ髪がえりにか | ・肩に掛かる場合は黒、             | <b>、紺、茶</b> のゴム <sup>-</sup> | で結わく。 |  |
| 頭                                      | かったり   | りしないようにす  | ることが望ましい。  | ・髪どめは黒のヘアピ              | ンとする。                        |       |  |
|  | ・男女とも頭髪は清潔に、髪型は学業に支障のないものとする。                              |   |            |                         |                              |       |  |
| ・染色、脱色、パーマ、加工することは全て禁止とする。             |  |   |            |                         |                              |       |  |
| 髪                                      | <ul><li>髪・前髪は目に掛かることがないようにする。</li><li>・整髪料はつけない。</li></ul> |   |            |                         |                              |       |  |
|  |  |   |            |                         |                              |       |  |
| ・眉毛等はいじらない。                            |  |   |            |                         |                              |       |  |
| そ                                      | ・装飾品   | 飾品関係はすべて禁止。 ・爪を伸ばしたり、磨いたり、塗ったりしない。                                  |            |                         |                              |       |  |
| の                                      | ・体育着   | 体育着のシャツはきちんと中に入れる。 ・ピアスは禁止  |            |                         |                              |       |  |
| 1                                      |  |   |            |                         |                              |       |  |

7. 履き物・上履きは学校で定めたものを用い、必ず姓を指定された場所にはっきりと書く。

・制汗剤はスプレー類や液体等は不可とし、汗ふきシートは無香料のものとする。

・通学靴は運動のできる靴とする。

他・無色、無香料の薬用リップ以外の化粧品類は禁止。

#### 【校内生活】

- I. 持ち物 ・学習に関係のないものは、一切学校に持ってこない。カッターや刃物類は持ってこない。
  - ・カバンは、学校のロッカーに入るサイズであれば自由とする。

※縦 35.0cm 横 40.7cm 奥行 35.0cm

※カバンにつけるキーホルダーは一つまでとする。

- ・生徒手帳は常に携帯し、紛失等した場合には再発行届けを記入し提出する。
- 2. 教室内 ・机、椅子、その他の用具を傷つけたり、座席は勝手に変えたりしない。
- 3. 廊 下 ・通る人のじゃまにならないように気を付ける。
  - ・廊下で遊ぶことは禁止する。
- 4. 図書館・使用規定をよく見て利用する。
- 5. 保健室 ・からだの具合が悪くなった時には、保健委員に申し出て、先生に連絡してもらい、 保健室では静かに休む。それ以外には、勝手に保健室に入ってはいけない。
- 6. 体育館・休み時間等使用できない。
  - ・2階(ギャラリー)には、上がってはいけない。
  - ・電気のスイッチや暗幕なども勝手に手を触れない。
- 7. 校庭・使った運動具の後始末をきちんとする。
  - ・危険な遊びは絶対にしない。
- 8. 事務室 ・学割の発行等ができる。必要な時は、担任の先生に申し出て、用紙をもらって記入する。
- 9. 昇降口 ・いつも決められた昇降口から出入りし、決められた下駄箱を使う。
  - 汚れないように、皆で注意していつもきれいにしておく。
- 10. その他 ・学校の設備や備品などは使用上の注意を守り、大切にする。
  - ・上履きやネクタイ・リボンなどを忘れた場合は、生徒手帳と引き換えに職員室で貸し 出すことができる。

### 【通 学】

- 1. 交通道徳をしっかり守る。(身体の安全をはかり、人に迷惑をかけない)
- 2. 登下校の途中で買い食いなど、品位を損なうようなことはしない。
- 3. 交通事故防止のため、自転車通学をしてはいけない。
- 4. 毎日、同じ道順で通うこと。
- 5. 再登校や休日の登校は、標準服か体育着とする。